

一般社団法人 三重県作業療法士会

災害対策運営規程

平成24年7月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 三重県作業療法士会における災害対策に関する組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策委員会

(災害対策委員会の設置)

第2条 三重県内において今後予測される大規模災害に備え、本会会員安否確認システムや災害支援体制を整備するとともに、他の地域で発生した災害に対して本会が実施する支援活動を検討するため、定款施行規則第17条及び第18条に基づく常設委員会として災害対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員長は必要に応じ委員会を招集するとともに、本規程第4条に定める災害時には本部長指示の下その業務を行なう。

(活動範囲)

第3条 委員会の活動範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会員安否確認用の災害時緊急連絡網の整備
- (2) 災害時に備えた行政及び災害支援団体との情報ネットワークの構築
- (3) 会員の防災知識の向上及びそれに必要な研修会等の実施
- (4) 県内外の被災地に対して本会が実施する人的・物的・経済的その他の支援内容の検討及び支援体制の整備
- (5) その他災害に関し本会で必要と認めた事項

第3章 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第4条 三重県内において、被害が広範囲にわたり復興までに長期間を要し士会活動に甚大な障害ないし支障（活動拠点の崩壊、所有財産・情報の喪失、多数の会員への身体的・精神的・経済的被害等）が予想される大規模災害が発生した場合、本規程第5条に定める災害対策本部長が災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

(災害対策本部長)

第5条 災害対策本部長（以下「本部長」という）は、会長をもって充てる。

2. 会長に事故があるときは副会長がその職務を代理する。代理する順序は、あらか

じめ会長が指名した順序とする。

(災害対策副本部長)

第6条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という)は、副会長をもって充てる。

2. 副会長が副本部長の職務を執行する順序は、あらかじめ会長が指名した順序とする。

(災害対策本部員)

第7条 災害対策本部員(以下「本部員」という)は、理事、事務局長、ブロック長及び災害対策委員長をもって充てる。必要と認められる場合、会員の中から指名できることとする。

(本部の所在地)

第8条 本部の所在地は、本会事務局又は被災状況等に応じて本部長が別に定める所とする。

(本部の機構)

第9条 本部の事務を処理するため、本部に本部会議を置く。

(本部会議)

第10条 本部会議は、災害対策に関する重要事項について、措置方針を決定し実施する。重要事項には、以下に挙げるものが含まれるものとする。

- (1) 被災会員および被災状況の把握
- (2) 対応窓口の一元化
- (3) 会員への情報提供
- (4) 被災した会員への救援・支援方法の決定
- (5) 協会本部との連携
 - 1) 情報支援の要請
 - 2) 人的支援の要請
 - 3) 物的支援の要請
 - 4) 経済的支援の要請
 - 5) その他の支援の要請
- (6) ボランティアの組織化
- (7) 義捐金の要請・口座開設および使途の決定
- (8) 支援の実施
 - 1) 会員への支援活動
 - 2) 災害ボランティア活動
 - 3) その他、必要な支援
- (9) 活動報告の作成・保管・広報
- (10) 関係機関への報告・お礼
- (11) 本部の解散
- (12) その他、必要な活動

2. 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成24年7月13日から施行する。